

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の
翌日)

目 次

- ◇規 則 市町村に交付すべき昭和四十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に
関する規則の一部を改正する規則
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収規則
- 鳥取県中小企業高度化資金貸付規則

規 則

市町村に交付すべき昭和四十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十八号

市町村に交付すべき昭和四十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正す

る規則

市町村に交付すべき昭和四十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号のイを次のように改める。

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち二以上の都道府県（大都市の区域を除く。）又は大都市に事務所又は事業所を有する法人（以下本条において「市町村分割法人」という。）に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百二十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times a \times 1.00000 + B \times 0.06675 \times 1.00013 + C \times 0.0630 \times 1.07346$$

算式の符号

A 昭和41年10月1日から昭和42年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和42年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定（期限後申告に係るものを含む。以下本項において同じ。）があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

a 事業年度が昭和41年1月1日以後に開始した法人に係るものにあつては0.0714225、事業年度が昭和41年1月1日前に開始した法人に係るものにあつては0.06941625

B 昭和42年2月1日から昭和42年9月30日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について、昭和42年2月1日から昭和42年3月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和42年5月31日までの間に、昭和42年4月1日から昭和42年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和42年11月30日までの間に、修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

C 昭和29年4月1日から昭和41年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和41年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和41年3月31日(昭和41年2月1日から昭和41年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては、昭和41年5月31日)以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和41年4月1日から昭和41年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和41年12月1日から昭和42年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係る当該事業年度分の昭和41年11月30日以前における最終の課税標準額を控除した額との合算額

第三条第二号のイの算式の計算中「及び」を次のように改める。

G 昭和41年4月1日から昭和42年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について、昭和41年4月1日から昭和41年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和41年11月30日

までの間に、昭和41年10月1日から昭和42年1月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和42年3月31日までの間に、修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

B 事業年度が昭和41年1月1日以後に開始した法人に係るものにあつては0.06675、事業年度が昭和41年1月1日前に開始し昭和41年6月30日以後に終了した法人に係るものにあつては0.064875、事業年度が昭和41年1月1日前に開始し昭和41年6月30日前に終了した法人に係るものにあつては0.0650

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年度分の普通交付税の算定にのみ適用する。

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収規則をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十九号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則(昭和四十年十一月鳥取県規則第五十三号)の全部を改正する。

(手数料の徴収)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第二十九条の規定に基づき、公安委員会が行なう法第五条の第三第一項の講習会の開催若しくは同条第二項の証明書の再交付、法第七

条の許可証の交付若しくは再交付若しくは法第七条の二の許可の更新又は法第十九条第一項の規定により教育委員会が行なう登録証の交付若しくは再交付については、この規則の定めるところにより手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 前条の規定による手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 公安委員会が行なう法第五条の三第一項の講習会の開催についての手数料 一件につき 五百円

- 二 公安委員会が行なう法第五条の三第二項の証明書の再交付についての手数料 一件につき 百円

- 三 公安委員会が行なう法第七条第一項の許可証の交付についての手数料 一件につき 五百円

- 四 公安委員会が行なう法第七条第二項の許可証の再交付についての手数料 一件につき 二百円

- 五 公安委員会が行なう法第七条の二の許可の更新についての手数料 一件につき 四百円

- 六 法第十九条第一項の規定により教育委員会が行なう登録証の交付についての手数料 一件につき 五百円

- 七 法第十九条第一項の規定により教育委員会が行なう登録証の再交付についての手数料 一件につき 二百円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

- 2 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の一の(48)を次のように改める。

- (48) 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十九号)第一条の規定に基づく手数料

鳥取県中小企業高度化資金貸付規則をここに公付する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十号

鳥取県規則第二十号

(目的)

- 第一条 この規則は、県内の中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に必要な資金を貸し付けることにより、中小企業構造の高度化を促進し、もつて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この規則において「中小企業者」とは、中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)第二条各号の一に該当する者をいう。

(貸付けの対象)

- 第三条 県は、予算の範囲内において、中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に寄与する次の各号に掲げる事業の用に供する土地、建物その

他の施設（以下「貸付対象施設」という。）を取得し、造成し、及び設置するのに必要な資金を貸し付けるものとする。

一 事業協同組合若しくは事業協同小組合若しくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）であつてその組合員若しくは所属員の大部分が製造業（物品の加工修理業を含む。以下同じ。）若しくは卸売業を行なう者であるもの又は当該事業協同組合等の組合員若しくは所属員（中小事業者たる組合員又は所属員については、資本の額若しくは出資の総額が五千万円（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者（以下この号において「商業者」という。）については、一千万円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（商業者については、五十人）以下の会社若しくは個人（以下「特定中小事業者」という。）であるものに限る。）が、当該事業協同組合等が作成する工場等集団化計画又は店舗等集団化計画であつてその内容が中小企業振興事業団法施行規則（昭和四十二年通商産業省令第百二十八号。以下「省令」という。）第三条に定める基準に適合しているものに基づき一つの団地に集団して工場、店舗その他の施設を設置する事業

二 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会若しくは中小企業者たる商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又はこれらの組合若しくは連合会の組合員若しくは所属員（中小事業者たる組合員又は所属員については、特定中小事業者であるものに限る。）が、商店街を改造することにより当該商店街の区域において小売商業を行なう組合員又は所属員の経営の合理化を図るため、当該組合又は連合会が作成する商店街近代化計画

であつてその内容が省令第五条に定める基準に適合しているものに基づいて店舗その他の施設を設置する事業

三 事業協同組合若しくは事業協同小組合であつてその組合員の大部分が商業を行なう者であるもの又は商業を営む特定中小事業者（以下「中小商業者」という。）が他の中小商業者と合併をし若しくは他の中小商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分の出資をして設立する会社（合併後存続する会社を含む。）であつて小売商業を営むものが、当該事業協同組合若しくは事業協同小組合が作成し又は当該合併若しくは出資をしようとする者が共同して作成する小売商業店舗共同化計画であつてその内容が省令第六条に定める基準に適合しているものに基づいて小売商業の経営形態の近代化を図るための施設を設置する事業

四 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会若しくは中小企業者たる商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は特定中小事業者が他の特定中小事業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分の出資をしている会社若しくは大部分の出資をして設立する会社が、当該組合若しくは連合会若しくは当該出資を受けている会社が作成し又は当該出資をしようとする者が共同して作成する計算事務共同化計画であつてその内容が省令第七条に定める基準に適合しているものに基づいて計算事務を行なう事業

五 事業協同組合若しくは事業協同小組合（これらの組合の組合員たる資格に係る事業が商業であるものに限る。）若しくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会（以下「商業協同組合等」という。）

若しくは当該商業協同組合等の組合員若しくは所属員(中小事業者たる組合員又は所属員については、特定中小事業者であるものに限る。)又は中小事業者が他の中小事業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分の出資をしている会社若しくは大部分の出資をして設立する会社であつて商業を営むものが、当該商業協同組合等若しくは当該出資を受けている会社が作成し又は当該出資をしようとする者が共同して作成する小売商業連鎖化計画であつてその内容が省令第八条に定める基準に適合しているものに基づいて行なう購買、宣伝その他の事業

六 事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会が行なう中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の二第一項第一号又は第九条の九第一項第四号の事業

七 商工組合又は商工組合連合会が行なう中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第十七条第二項第一号(同法第三十三条において準用する場合を含む。)の事業

八 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会であつて中小企業者であるものが行なう商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)第十三条第一項第一号若しくは第八号又は第十九条第一項第二号の事業

九 環境衛生同業組合又は環境衛生同業組合連合会であつて中小企業者であるものが行なう環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)第八条第一項第六号又は第五十四条第四号の事業

十 企業組合又は協業組合がその経営の合理化を図るために行なう事業

十一 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第八条第一項の承認に係る合併後存続する会社若しくは合併により設立した会社又は当該承認に係る出資を受けた会社若しくは出資に基づいて設立された会社が同法第三条第一項の指定業種に属する事業の生産性を著しく向上させるために行なう事業

(貸付金の限度)

第四条 一の中小企業者に対し貸し付けることができる額は、知事が貸付対象施設の取得、造成及び設置(以下「設置等」という。)に必要と認められた金額の百分の六十五以内とする。

(貸付金の利率等)

第五条 貸付金の利率は、年二分二厘以内とする。

2 貸付金の利息は、貸付金償還の方法により支払うものとする。ただし、すえ置期間中の利息は、貸付金の償還方法に準じて年ごと又は半年ごとに支払うものとする。

(貸付金の償還期間)

第六条 貸付金の貸付期間(すえ置期間を含む。)は、第三条第一号及び第二号に掲げる事業に係るものにあつては十五年以内、同条第三号から第十一号までに掲げる事業に係るものにあつては十二年以内とする。

2 貸付金は、第三条第一号及び第二号に掲げる事業に係るものにあつては貸付けの日から三年間、同条第三号から第十一号までに掲げるものにあつては二年間すえ置き、均等年賦又は均等半年賦により償還するものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができ。

(保証人及び担保)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、三人以上の連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付金の貸付けを受けようとする者は、前項の保証人のほか、貸付対象施設その他の物件を担保に供さなければならない。ただし、知事が必要でないと認めるときは、この限りでない。

(貸付けの申請)

第八条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、様式第一号による貸付申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 第三条第一号に掲げる事業に係るものにあつては、工場等集団化計画書又は店舗等集団化計画書

二 第三条第二号に掲げる事業に係るものにあつては、商店街近代化計画書

三 第三条第三号に掲げる事業に係るものにあつては、小売商業店舗共同化計画書

四 第三条第四号に掲げる事業に係るものにあつては、計算事務共同化計画書

五 第三条第五号に掲げる事業に係るものにあつては、小売商業連鎖化計画書

六 第三条第六号から第十号までに掲げる事業に係るものにあつては、共同施設設置計画書

七 第三条第十一号に掲げる事業に係るものにあつては、企業合同計画書

(貸付けの決定)

第九条 知事は、前条の貸付申請書の提出を受けたときは、すみやかにそ

第十三条 借主は、貸付対象施設の設置等を貸付決定の通知があつた日の属する年度の末日までに完了しなければならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

の内容を審査し、必要に応じて実地を調査し、貸付けを適当と認めるときは、貸付対象施設及び貸付金の額を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(貸付決定の取消等)

第十条 知事は、中小企業者が貸付対象施設の全部若しくは一部の設置等を中止し、又は貸付対象施設の設置等に必要な経費の全部若しくは一部を支払う必要がなくなつたときは、当該貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれに付した条件を変更することができる。

(貸付金の請求及び交付)

第十一条 第九条の通知を受けた者は、次の各号に掲げる条件をみたすことが明らかなる場合は、様式第二号による貸付金交付請求書を知事に提出しなければならない。

一 貸付金に相当する額の支払をしたとき、又は貸付金の支払後二月以内に貸付金相当額を現金又は同期間内に決済される手形で支払うとき。

二 貸付対象施設の設置等に要した費用のうち貸付金に相当する額を除く額を翌年度の十二月三十一日までに現金又は手形で支払うとき。

2 知事は、前項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地を調査し、貸付けを適当と認めるときは貸付金を交付するものとする。

(損害保険)

第十二条 貸付金の貸付けを受けた者(以下「借主」という。)は、貸付対象施設及び担保物件に損害保険を付さなければならない。

(完了期限)

第十八条 借主は、貸付金の償還義務が消滅するまでの間、貸付対象施設について次の各号の一に該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

書

(貸付けの決定)

第九条 知事は、前条の貸付申請書の提出を受けたときは、すみやかにそ

第十三条 借主は、貸付対象施設の設置等を貸付決定の通知があつた日の属する年度の末日までに完了しなければならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(完了届)

第十四条 借主は、貸付対象施設の設置等を完了したときは、遅滞なく様式第三号による完了届を知事に提出しなければならない。

(完了検査)

第十五条 知事は、前条の規定による完了届を受理したときは、すみやかに貸付対象施設及び貸付金に係る関係書類について検査を行なうものとする。

(貸付契約)

第十六条 貸付金の貸借契約は、完了検査終了後遅滞なく強制執行の認諾ある公正証書により締結するものとする。

2 前項の契約に係る費用は、借主の負担とする。

(違約金)

第十七条 知事は、借主が支払期日までに貸付金の償還をしなかつたときは支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額百円につき一日二銭四厘の割合で計算した金額を違約金として徴収することができる。

2 知事は、借主が第十九条各号の一に該当することを理由として同条の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に応じ、貸付金の金額百円につき一日二銭四厘の割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

(貸付対象施設の設置等の計画の変更等)

第十二条 貸付金の貸付けは、

対象施設及び担保物件に損害保険を付さなければならない。

(完了期限)

第十八条 借主は、貸付金の償還義務が消滅するまでの間、貸付対象施設について次の各号の一に該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

一 貸付対象施設の設置等の既定計画を変更するとき。

二 貸付対象施設の設置等が予定期間内に完了しないとき。

三 貸付対象施設の設置等の場所を変更するとき。

四 貸付対象施設を知事以外の者に対する債務の担保に供するとき。

五 貸付対象施設を改造するとき。

六 貸付対象施設の使用目的を変更し、又は使用を中止するとき。

七 貸付対象施設の運営を他人に委託するとき。

八 貸付対象施設を貸与し、交換し、又は譲渡するとき。

(期限前償還)

第十九条 知事は、借主が次の各号の一に該当するときは、第六条に規定する償還期間の満了前にその借主に対し、期日を指定して貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸し付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 貸付金の償還を怠つたとき。

三 その他正当な理由がないのに貸付けの条件に違反したとき。

(関係書類の整備)

第二十条 借主は、貸付金の償還義務が消滅するまでの間、貸付対象施設の見積、契約及び設置費の支払等貸付対象施設に係るいづさいの書類を整備し、保存しておかななければならない。

(報告)

第二十一条 借主は、貸付金の償還義務が消滅するまでの間、次に掲げる

事項について、知事に報告しなければならない。

一 毎事業年度の半期ごとの貸付対象施設の利用状況

二 毎事業年度の決算状況

三 貸付対象施設及び借主の経営につき重大な事故が発生したときは、

当該事故の概要

(監督)

第二十二條 知事は、必要に応じて借主の経営及び貸付対象施設について調査を行ない、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(雑則)

第二十三條 この規則に定めるもののほか、貸付金の申請その他の手続について必要な事項は、別に知事が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

年 月 日

鳥取県知事

殿

住所又は所在地

氏名又は名称

中小企業高度化資金貸付申請書

別紙計画書のとおり

を {取得
造成} するため、
設置

中小企業高度化資金を貸付けしていただきたいので関係書類を添えて申請します。

様式第2号

中小企業高度化資金交付請求書

金 円

年 月 日付受商第 号をもって貸付決定通知を受けました 年度中小企業高度化資金の貸付けについて、鳥取県中小企業高度化資金貸付規則第11条の規定により、関係書類を添えて貸付金の交付を請求します。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

鳥取県知事

殿

支出額調書

施設等の名称	契 約		貸付対象施設		支 出 済 額	残 高	残高の支払計画	
	年月日	員 数	金 額	員 数			金 額	金 額

備 考

- 1 次の書類を添付すること。
 - (1) 契約書又は注文請書及び支出に対する証拠書類の写し
 - (2) 貸付決定通知書の写し
- 2 この請求書及び添付書類とも各二部提出すること。

様式第3号

年 月 日

鳥取県知事

殿

住所又は所在地

氏名又は名称

貸付対象施設設置等完了届

年 月 日付受商第 号をもつて貸付決定通知を受けた貸付金に係る

施設の 取得
造成
設置 が完了しましたので、別紙精算書及び関係書類を添えてお届けします。

別紙

精 算 書

1 収 入

区 分	予 算 額	精 算 額	摘 要
県 貸 付 金			
借 入 金			
そ の 他			
自 己 資 金			
計			

2 支 出

施設等の名称	貸付対象施設		精 算 額		設置完了 年月日	支払完了 年月日	摘 要
	員 数	金 額	員 数	金 額			

備 考

契約書又は注文請書及び支出に対する証拠書類の写しを添付すること。